

ご寄附のお申込み方法

郵送・電話・FAX・電子メール・役場窓口でのお申込み

必要事項を記入の上、寄附申込書を下記担当へ提出してください。

【窓 口】〒039-3131

青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

野辺地町役場 総務課 ふるさと納税担当

【電 話】0175-64-2111 内線227

【FAX】0175-64-9594

【メール】somu@town.noheji.lg.jp

ワンストップ特例申請について

確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと寄附金（ふるさと納税）を行う場合に、寄附先の自治体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限って、寄附を行う際に、各寄附先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受ける特例な仕組みです（ふるさと納税ワンストップ特例制度）。

※ワンストップ特例のご希望の方は申請書の原本を提出してください。

お申込手続きの流れについて



①寄附の申込み

寄附金のお申込みは、「郵便」、「電話」、「FAX」、「電子メール」、「役場窓口」のいずれかの方法で受付いたします。

※ワンストップ特例を希望される方は申請書（原本）を提出してください。

②納付書類等の送付

町からは、申込書で希望された納付方法の関係書類等を郵送します。

- 郵便振替（手数料無料）
- 銀行振込（振込手数料は、寄附される方の負担となります。）
- 現金書留等（送料等は、寄附される方の負担となります。）

③寄附金の納付

【郵便振替により寄附をされる場合】

- お送りした郵便振替用紙により、お近くの郵便局で納付をお願いします。（手数料はかかりません。）

【町指定寄附口座への振込み又は現金書留により寄附される場合】

- 振込手数料、送料は寄附される方の負担となりますので、ご了承ください。

④寄附証明書等の送付

寄附金の入金後、町から「寄附証明書」を発行、郵送します。この証明書は、確定申告をされる際に必要となりますので、申告時まで大切に保管してください。